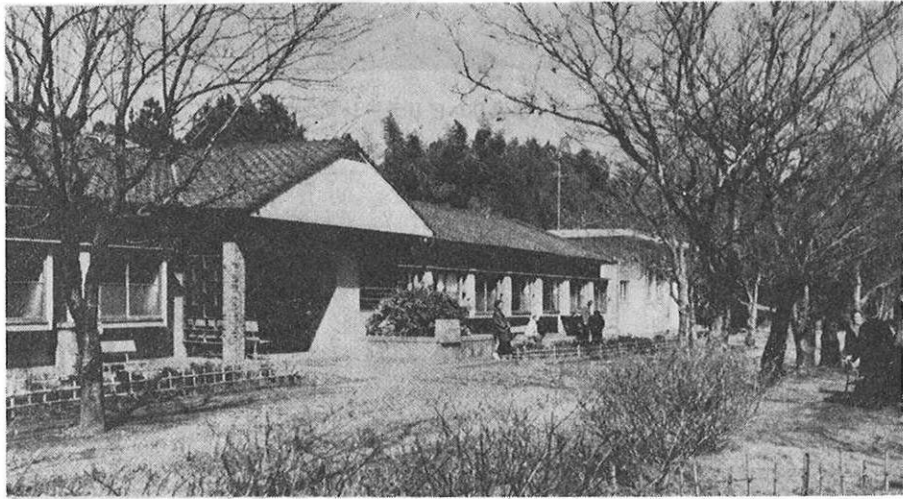


一的管理のもとに、各種制度間の均衡化、財源の充実、給付内容の改善が行なわれる。

一方、経済の高度成長による県民所得の増加、年金制度の充実により、生活保護における被保護人員は、今後減少していくことが予想される。その反面、今後ますます進展する技術革新とそれにもなう社会生活の急激な変化に対応できない新しい不適應者の発生も避けられないことであろう。このほか、適切な労働に従事できない心身障害者、老人などが生活保護の対象者として残ることとなろうが、これらの人びとに対しては、社会保障制度の拡充とあいまって、きめの細かい生活保護の手がさしのべられることになろう。

児童福祉と青少年の健全育成については、出生率の低下にともない年少人口の減少が見られ、昭和四十二年の〇歳、十四歳の年少人口四十七万人が、昭和六十年には三十七万六千人となり九万四千人の減少が予想される。このため、児童手当制度などによって、子どもの出生を促進する施策が必要となってくることはもちろんであるが、このような少ない子どもたちの肩に本県の将来がかかっている



★老後をやすらかに……老人福祉施設もだんだん充実されていく。

に対する施策の向上により、妊産婦、乳幼児の死亡率も低下し、心身障害児の出生率も減少するであろう。同時に、生まれた児童を健全に育成する乳幼児保育対策、母子福祉対策はさらに一段と進展することになろう。また、青少年を健全に育成するために、青少年に悪影響を与える不健全な社会環境の浄化については、県と関係民間団体とが協力してこれにあたり、青少年を健全に育成する社会環境の実現とその気運の醸成につとめ、青少年自身にも誇りと自覚を促す運動がさらに一段とすすむこととなろう。

また、老人福祉については、県民の寿命は大幅に伸び、老人人口は増加する。昭和四十二年における六十五歳以上の高齢人口は十四万九千人であった

が、昭和六十年には二十万五千人に達し、五万六千人の大きな増加が予想される。これらの老人は、多年にわたり社会の進展に貢献してきた者として敬愛され、健全で充実した生活が保障されなければならないのであるが、今後は、老人に対する敬愛心が社会一般の人びとの間にも高まっていくこととなる。さらに、老人福祉施設の整備充実などの老人福祉対策が一段とすすむとともに、老人にもその特技や永年にわたる経験や広い視野に基づく能力に応じた、適切な職業への再就職や、社会奉仕作業への参加などを通じて、社会参加への道がますます拡充され、老人が充実した人生を送ることができるようになるであろう。また、老衰、心身の疾患などのため、日常生活を営むのに支障がある、いわゆる「寝たきり老人」については、適切な施設への収容や家庭奉仕員活動の充実がはかられ、老後に不安のない生活が保障されるようになろう。

#### ◆対策の方向と重要施策

社会福祉の目ざすところは、経済の高度成長、社会生活構造の変化などの社会

の発展にともなう「ひずみ問題」として、社会的条件に恵まれない人たちが、あるいは身体的、精神的障害を負った人たちに對し、それらの人びとがその障害や困難を克服し、人間として、しあわせに生きられるよう援助の手をさしのべ、社会への適応復帰を促し、経済の発展と調和のとれた健全な社会の建設を期するところにある。社会福祉のいっそうの充実をはかるため、次のような施策を講じていく。

#### (1) 「強い子はぐくむ火の国運動」の展開

本県の将来を背負う児童、青少年の福祉対策については、「強い子はぐくむ火の国運動」の強力な展開のもとに、福祉、衛生の両面にわたって集約的に施策を講じていく。そのため、婚前の女性を含めた母親および児童の保護者に対し、妊娠、出産、育児に関する知識を普及し、よい子が生まれるよう、また、せっかく生まれた子どもがひとり残らず健全に育成されるよう、各種の相談、診断検査に応じ、個別的、集団的に必要な指導、助言を実施する。そこで、児童相談所の相談、指導体制の充実、設備の合理化、巡回相

談のための機動力の強化などをはかるほか、母子保健推進員を全市町村に設置するように促す。さらに、母子保健指導上必要な箇所母子健康センターの設置を促進する。

一方、国に対しては、保護者の児童養育費の一部を補給する児童手当制度の早急な実現を要望する。

また、生活圏の拡大、多様化にともない夫婦別居が増加し、婚姻生活が不安定化する傾向もあり、そのための家庭崩壊、あるいは交通事故による父親の死亡など、新しい母子家庭が発生している。これらの母子家庭については母子相談員によるきめの細かい生活指導を行なうとともに、母子福祉資金、か福祉資金の貸し付け、職能訓練、職場の開拓を実施し、安定した生活基盤が得られるように指導する。

さらに、婦人の就業機会の増加にともない、適切な保育を受けることができない児童が増加しているため、保育所をその地域の実情に応じて整備し、昭和四十三年現在の保育率一四%を昭和五十年までに保育率一八%、昭和六十年までに保育率二五%に引き上げることを目標に保育所の整備を促す。

#### (2) 心身障害児者福祉施設の整備

青少年の健全育成については、地域社会のボランティア(有志奉仕)組織を育成し、子ども会に対する援助指導、不健全な環境の浄化活動、青少年の地域連帯意識の高揚、青少年の有害環境からの保護など、民間ボランティアによる具体的実践活動を展開する。同時に県においてもこのための行政組織体制の整備充実をはかっていくとともに地域の青少年補導センターの積極的活動を促し、青少年指導者研修の充実、家庭の日の普及など、末端における健全育成活動を促進するための施策を拡充していく。

#### (3) 老人福祉対策の推進

社会福祉事業は、本来人間尊重を基本として展開され、調和のとれた健全な社会の進展に貢献するものであるが、心身障害者も人間として、社会の一員としてしあわせな生活が保障されなければならない。これらの人びとが情ちょうの安定を得、充実した生活を送られるように、障害年金制度の充実と扶養保険制度の実現について国に強く要望する。また、補装具や更生医療の給付を拡充し、独立自活を促進するための更生相談、更生援護、職業

訓練、生活訓練などの施設の整備をはかり、その能力を積極的に開発伸長して、経済、社会活動への復帰を促進する。重度障害児者については、身体障害者、精神薄弱者それぞれの重度障害者収容施設の整備をはかるほか、医療的介護、専門的な生活機能訓練、あるいは能力に応じた授産、教育などの各種設備を備えた心身障害児者の総合的収容施設整備の制度の確立について国に強く要望するとともに、国立コロニーの誘致など心身障害児者のコロニーの誘致を行なう。

本県における六十五歳以上の高齢人口は、昭和六十年には二十万五千人に達するものと予想され、老人福祉対策が大きな課題となるものと考えられる。これらの老人は、多年にわたり社会の進展に貢献してきた人びとであり、老人が希望と自信を持って人生を送ることができるよう老人に対する社会一般の人びとの敬愛心を高揚する運動を推進する。一方、老人に対しては、健康診断を実施し、その特技や能力に応じて、適切な職業への再就職、